

高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル

⑦ 家計急変・変更手続編

「保護者等情報変更届出（家計急変）」「支給停止申出」
「支給再開申出（家計急変）」を行うための専用マニュアルです。

2024年3月
文部科学省

目次

- このマニュアルでは、高等学校等就学支援金(以下、就学支援金)に関する手続を、生徒がe-Shienで行うための手順について説明します。
- マニュアルは次の7つに分かれており、本書は「**⑦家計急変・変更手続編**」です。
 - ① 共通編
・・・e-Shienの概要や操作方法を説明します。
 - ② 新規申請編
・・・「意向登録」「受給資格認定申請」について説明します。
入学・転入時や、新たに就学支援金の申請を行う際に参照してください。
 - ③ 継続届出編
・・・「継続意向登録」「収入状況届出」について説明します。
毎年7月頃、就学支援金の継続に関する手続を行う際に参照してください。
 - ④ 変更手続編
・・・「保護者等情報変更届出」「支給停止申出」「支給再開申出」について説明します。保護者に変更があった際や、休学により就学支援金の受給を一時停止する際や、復学により就学支援金の受給を再開する際に参照してください。
 - ⑤ 家計急変・新規申請編
・・・「意向登録」「受給資格認定申請(家計急変)」について説明します。
就学支援金を受給していない状態で家計急変支援の申請を行う際に参照してください。
 - ⑥ 家計急変・継続届出編
・・・「継続意向登録」「収入状況届出」「継続審査(1月)」について説明します。毎年1月、7月頃、家計急変支援による高等学校等就学支援金の継続に関する手続を行う際に参照してください。
 - ⑦ **家計急変・変更手続編**
・・・「保護者等情報変更届出(家計急変)」「支給停止申出」「支給再開申出(家計急変)」について説明します。就学支援金を受給している状態で、家計急変理由が生じた際や、家計急変支援を受けており保護者等情報に変更が生じた際や、休学時に家計急変支援の一時停止を行う際や、復学時に家計急変支援の申請を行う際などに参照してください。

目次

➤ 本書（⑦家計急変・変更手続編）の内容は、以下のとおりです。

1. 保護者変更（家計急変）・支給停止・支給再開（家計急変）の流れ	P.4
2. 操作説明	
2-1. e-Shienにログインする	P.9
2-2. 保護者等情報変更（家計急変）＜一次審査＞の届出をする	P.10
2-3. 保護者等情報変更（家計急変）＜二次審査＞の届出をする	P.31
2-4. 支給停止の申出をする	P.39
2-5. 支給再開（家計急変）＜一次審査＞の申出をする	P.43
2-6. 支給再開（家計急変）＜二次審査＞の申出をする	P.51
2-7. 家計急変の取下げの届出をする	P.59

※本文中の画面表示は、令和6年3月現在のものです。

※画面及び本書における「家計急変理由」は、申請手引き等における「家計急変事由」と同一の内容を示しています。

■ e-Shienへのアクセス

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



■ 操作手順の説明動画、FAQ等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html



■ 就学支援金制度の概要

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm



■ 就学支援金制度（家計急変支援）の各種資料

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html

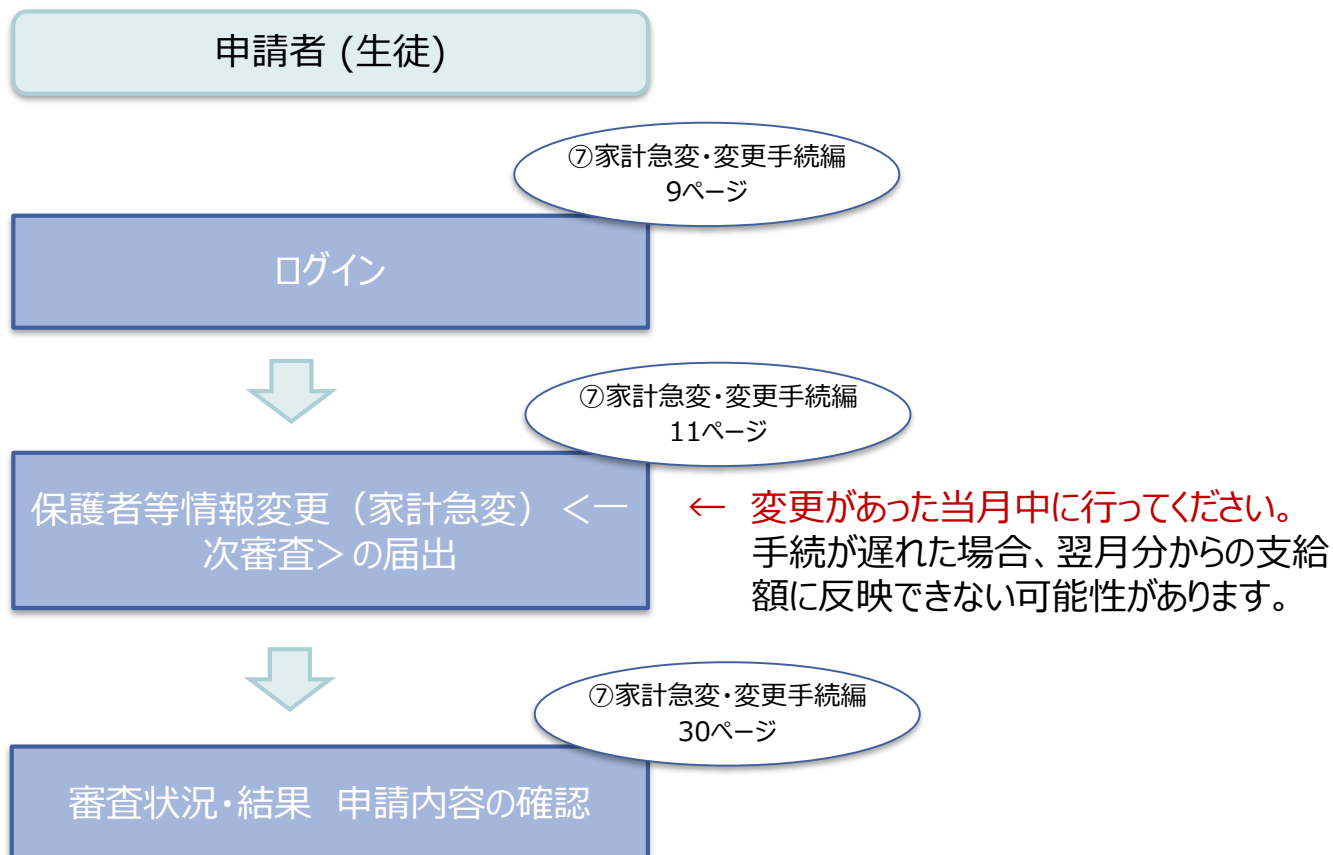


1.保護者変更（家計急変）・支給停止・支給再開（家計急変）の流れ

e-Shienを利用した保護者等情報変更届出（家計急変）＜一次審査＞の主な流れは以下となります。

保護者等情報変更（家計急変）＜一次審査＞の届出

（家計急変理由発生時、保護者変更時 等）



※税の申告を行っていない場合、所得確認ができず、支給決定が遅れる場合があります。
必ず事前に申告手続をお願いします。（ただし、控除対象配偶者、生活扶助受給者等は、税の申告をしていなくても就学支援金の審査が可能です。）

凡例

XXXX
〇ページ

「XXXX(参照資料名)」の
〇ページ参照



e-Shienを使用する手順



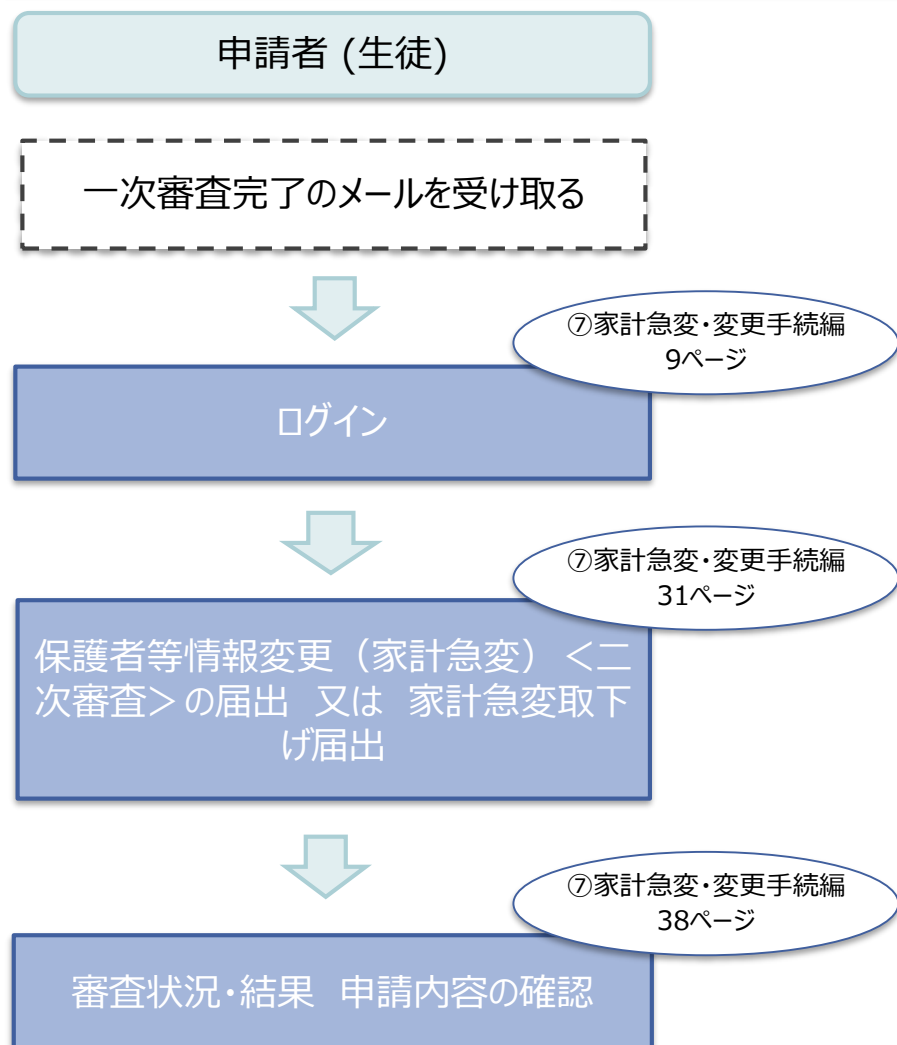
システム外の手順

1.保護者変更（家計急変）・支給停止・支給再開（家計急変）の流れ

e-Shienを利用した保護者等情報変更届出（家計急変）＜二次審査＞の主な流れは以下となります。

保護者等情報変更（家計急変）＜二次審査＞の届出

（一次審査完了後）



凡例

XXXX
〇ページ

「XXXX(参照資料名)」の
〇ページ参照



e-Shienを使用する手順

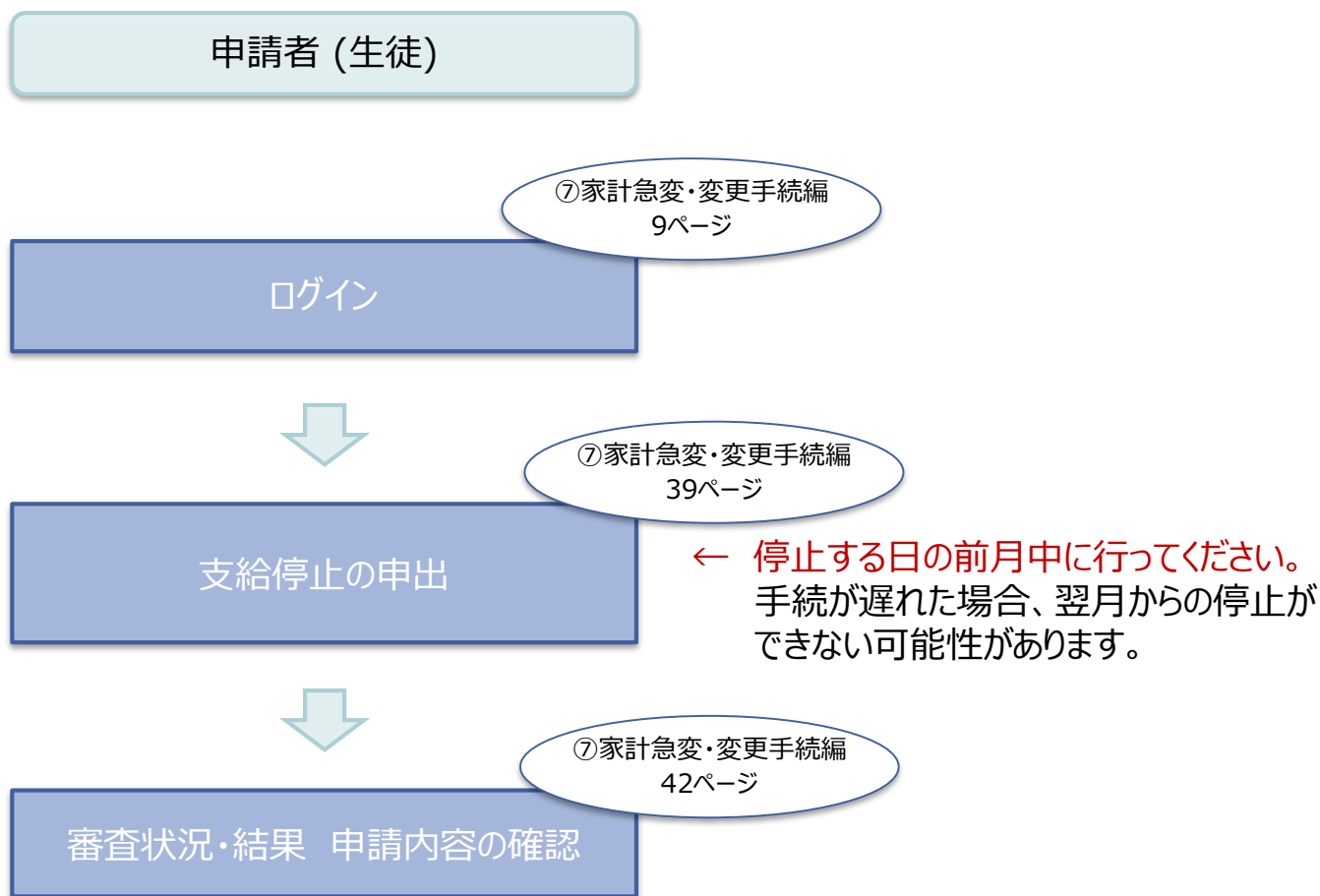


システム外の手順

1.保護者変更（家計急変）・支給停止・支給再開（家計急変）の流れ

e-Shienを利用した支給停止の申出の主な流れは以下となります。

支給停止の申出(休学時)



凡例

XXXX
〇ページ

「XXXX(参照資料名)」の
〇ページ参照



e-Shienを使用する手順

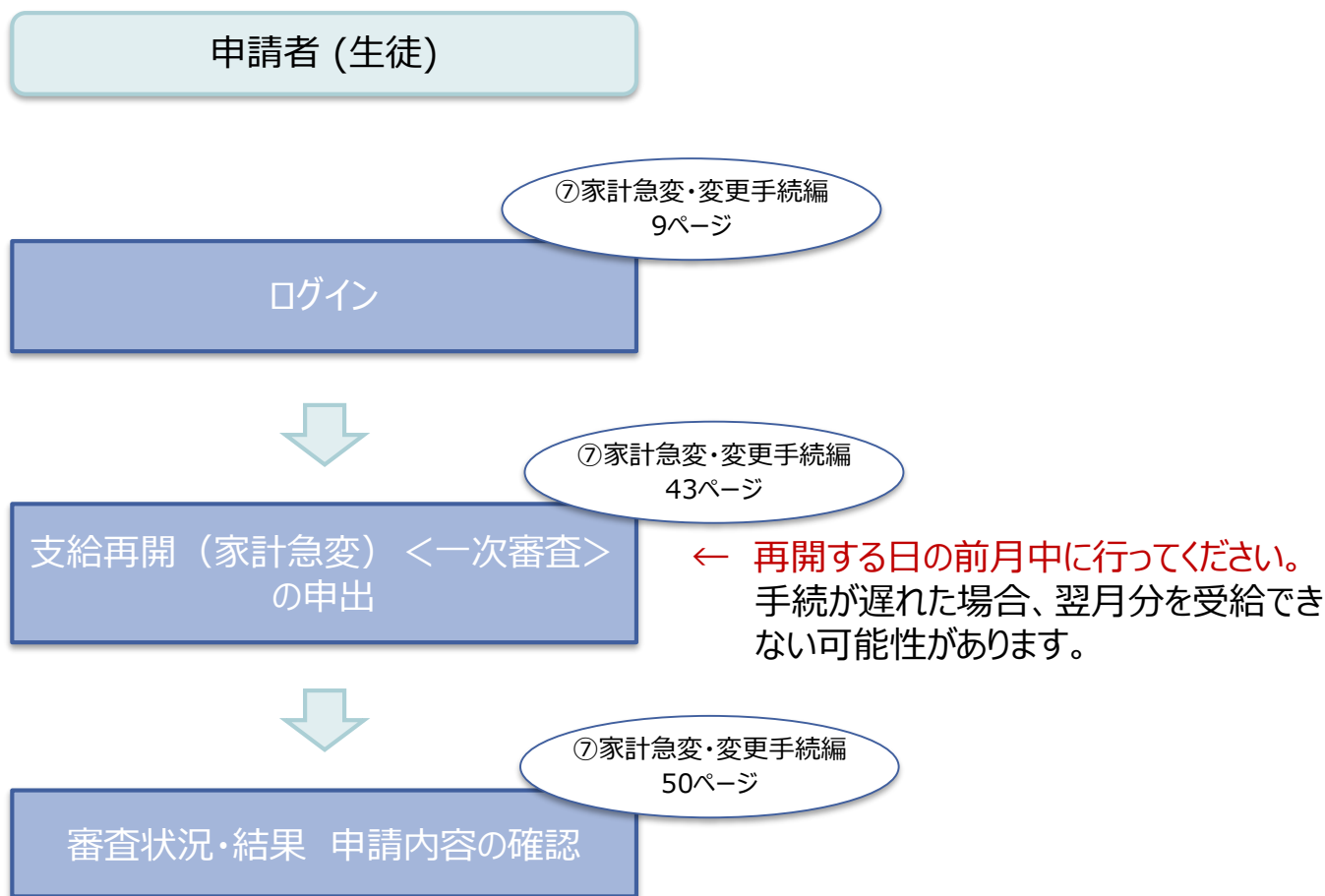


システム外の手順

1.保護者変更（家計急変）・支給停止・支給再開（家計急変）の流れ

e-Shienを利用した支給再開（家計急変）＜一次審査＞の申出の主な流れは以下となります。

支給再開（家計急変）＜一次審査＞の申出 (復学時)



凡例

XXXX
〇ページ

「XXXX(参照資料名)」の
〇ページ参照



e-Shienを使用する手順



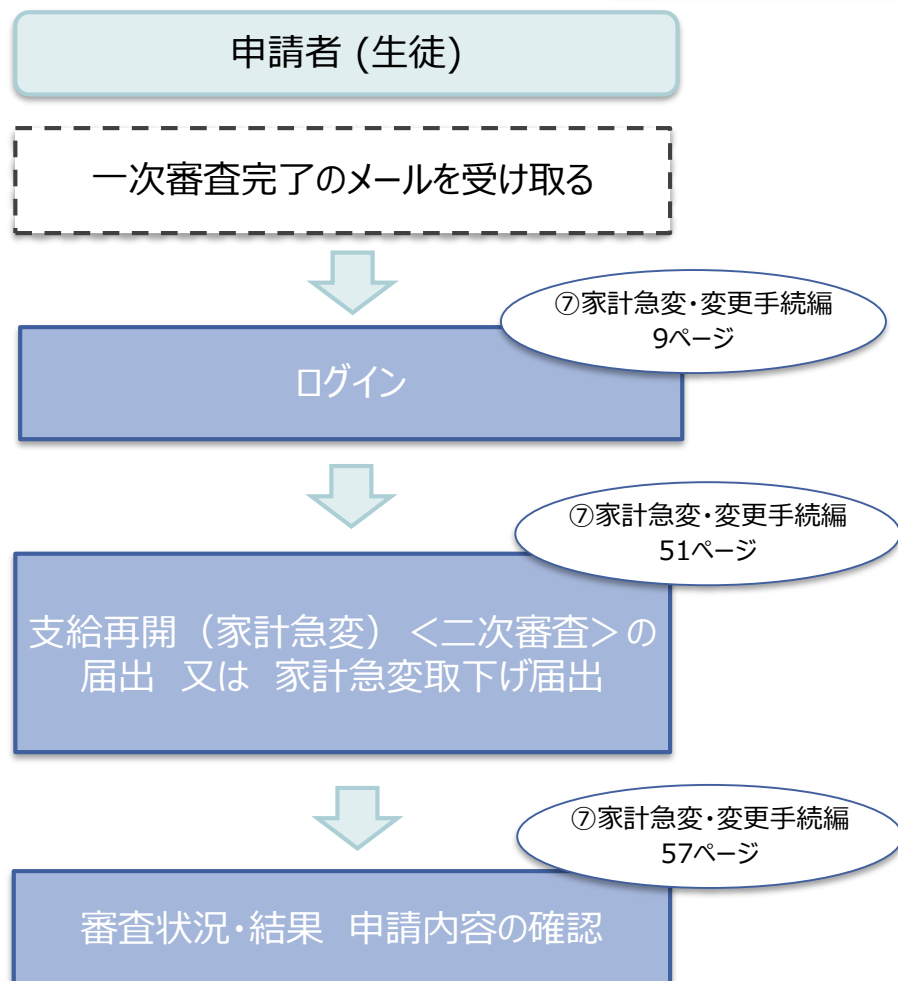
システム外の手順

1.保護者変更（家計急変）・支給停止・支給再開（家計急変）の流れ

e-Shienを利用した支給再開（家計急変）＜二次審査＞の申出の主な流れは以下となります。

支給再開（家計急変）＜二次審査＞の申出

（一次審査完了後）



凡例

XXXX
〇ページ

「XXXX(参照資料名)」の
〇ページ参照



e-Shienを使用する手順



システム外の手順

2. 操作説明

2-1. e-Shienにログインする

e-Shienを使用するために、システムへログインします。

ログインは、パソコン、スマートフォンから以下のURLを入力してアクセスします。以下のQRコードを読み取ってもアクセスできます。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



1. ログイン画面

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム

ログイン

1 ログインID

2 パスワード

I パスワードを表示する

II 言語(Language)

日本語

2 ログイン

III ※ログインIDをお持ちでない場合、または、パスワードを忘れた場合は、在学する学校の担当者へお問い合わせください。

IV ※利用規約はこちら

3 チャットで質問する

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

ログインID通知書のサンプル

***** 高等学校等就学支援金 ログインID通知書 *****

発行日： 令和4年1月4日

発行回数： 1

1

ログインID (数字のみ)	11545683
パスワード (英大文字・小文字、数字)*	4gUWRP4m

*「1」… 数字のイチ
「I」… 英小文字のエ
「1」… 英大文字のアイ
「0」… 数字のゼロ
「O」… 英大文字のオー
「o」… 英小文字のオー

■これらの情報は高等学校等就学支援金の申請にあたって、高等学校等就学支援金オンライン申請システムを利用する際に必要となります。
■当該システムを利用する前に、システムのログイン画面または文部科学省のホームページに掲載されている利用規約を確認してください。なお、当該システムを利用した場合、利用規約に同意したものとみなされます。
■在学中は変更されません。卒業まで紛失しないように大切に保管してください。
■紛失した場合は、直ちに学校担当者へお申し出ください。
■他人に見せたり教えたりしないでください。

手順

- 1 ログインID通知書を見ながらログインIDとパスワードを入力します。
- 2 「ログイン」ボタンをクリックします。 10ページへ
- 3 チャットボットにてe-Shienの操作に関する質問ができます。

補足

- I 「パスワードを表示」により入力したパスワードが確認できます。
 - II 表示言語は、“日本語”または“English”が選択できます。
 - III e-Shienの「利用規約」を確認できます。
 - IV e-Shienで利用可能なOS・ブラウザを確認できます。
- ログインIDやパスワードがわからなくなった場合は、学校に確認してください。

2. 操作説明

2-2.保護者等情報変更（家計急変）＜一次審査＞の届出をする

保護者等情報変更（家計急変）の届出を行います。

就学支援金を受給している状態で家計急変理由が生じた場合や、家計急変支援を受けており保護者等情報に変更（保護者等の追加・削除、連絡先変更、税の更正等）が生じた場合に本手続が必要となります。

1. ポータル画面

申請名	申請説明
保護者等情報変更届出	高等学校等就学支援金申請に係る保護者等情報の変更を届け出ます。
1 保護者等情報変更届出（家計急変）	以下の理由により、高等学校等就学支援金申請に係る保護者等情報の変更を届け出ます。 ※保護者等が国外に在住する場合などで、家計急変理由や収入状況が確認できない場合は対象となりません。 ・離職等の家計急変理由が生じたため ・家計急変支援の対象として高等学校等就学支援金を受給しており、保護者等情報に変更が生じたため
支給停止申出	休学のため、高等学校等就学支援金の支給を一時停止することを申し出ます。
支給再開申出	高等学校等就学支援金の支給を再開することを申し出ます。
支給再開申出（家計急変）	以下の理由により、高等学校等就学支援金の支給を再開することを申し出ます。 ※保護者等が国外に在住する場合などで、家計急変理由や収入状況が確認できない場合は対象となりません。 ・支給停止中に、離職等の家計急変理由が生じたため ・家計急変支援の対象として就学支援金を受給しており、支給を再開するため
家計急変取下届出	家計急変支援による高等学校等就学支援金の申請を取り下げます。

手順

- 1 ポータル画面の「変更手続」タブ内にある「保護者等情報変更届出（家計急変）」ボタンをクリックします。

補足

- ・家計急変支援の対象として認定されている場合、保護者等情報変更届出（家計急変）」のみクリックできる状態です。

2. 家計急変解消確認画面

1

家計急変解消確認画面

家計急変支援の対象として高等学校等就学支援金を受給しています。

家計急変状態を解消し、通常の就学支援金に移行する場合は、「保護者等情報変更届出を行う」ボタンをクリックしてください。通常の保護者等情報変更届出が行えます。なお、本届出を行うことによって家計急変支援の対象外となります。

家計急変支援の対象として就学支援金の受給継続を希望する場合は、「保護者等情報変更届出（家計急変）」ボタンをクリックしてください。

2

保護者等情報変更届出を行う >

保護者等情報変更届出（家計急変）を行う >

< マイページに戻る

支給再開申出 高等学校等就学支援金の支給を再開することを申し出ます。

支給再開申出（家計急変） 以下の理由により、高等学校等就学支援金の支給を再開することを申し出ます。
※保護者等が国外に在住する場合などで、家計急変理由や収入状況が確認できない場合は対象となりません。
・支給停止中に、離職等の家計急変理由が生じたため
・家計急変支援の対象として就学支援金を受給しており、支給を再開するため

家計急変取下届出 家計急変支援による高等学校等就学支援金の申請を取り下げます。

手順

- 1 家計急変支援の対象として認定されている場合、家計急変解消確認画面が表示されます。
- 2 家計急変状態を解消し、通常の就学支援金に移行する場合
➡「保護者等情報変更届出を行う」ボタンをクリックします。詳細は「④変更手続編」マニュアルの7ページ以降を参照してください。

家計急変支援の対象として就学支援金の受給継続を希望する場合

➡「保護者等情報変更届出（家計急変）」ボタンをクリックします。

11ページへ

2. 操作説明

2-2.保護者等情報変更（家計急変）＜一次審査＞の届出をする

3. 家計急変保護者等情報変更届出（生徒情報）＜一次審査＞画面

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム ? チャットで質問する ? ヘルプ ? FAQ ログアウト

学校名 山口県立山口高等学校 (学年) ログインID 11566546 ユーザ名 支援 太郎

家計急変保護者等情報変更届出（生徒情報）＜一次審査＞ 1 記入上の注意 留意事項

1 2 3 4 5 6

生徒情報入力 保護者等情報入力 保護者等情報収入状況取得 家計急変理由入力 入力内容確認 申請完了

1 生徒情報

氏名	支援 太郎
ふりがな	しえん たろう
生年月日	2007年12月01日
郵便番号	100-0010
住所(都道府県)	東京都
(市区町村)	千代田区
(町名・番地)	麹が間1 0 1
(建物名・部屋番号)	

メールアドレス 出典

(例) sample@mext.go.jp

1 審査完了時等にメールの連絡を希望する場合、入力してください。

2 メールは、「e-shien@mext.go.jp」から送付されます。1つ下の「?」使用できない形式のメールアドレスを入力し、登録されているアドレスに間違いがないか、受信拒否設定に問題がないかなど、確認してください。

3 使用できない形式のメールアドレス

< マイページに戻る 3 保護者等情報入力 >

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

手順

- 1 記入上の注意・留意事項をよく読んでから申請してください。
- 2 前回の申請時に登録した生徒情報が表示されるので、正しいことを確認します。
- 3 「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。

12ページへ

補足

- I メールアドレスに変更がある場合、この画面で修正します。それ以外に変更がある場合は、学校に連絡してください。

2. 操作説明

2-2.保護者等情報変更（家計急変）＜一次審査＞の届出をする

4. 家計急変保護者等情報変更届出（保護者等情報）＜一次審査＞画面(1/8)

家計急変保護者等情報変更届出（保護者等情報）＜一次審査＞



保護者等情報の変更について

保護者等情報の変更について該当するものを選択してください。

Q. 保護者等の変更(追加・削除・変更)はありますか？

1 ☒ 保護者等の変更(追加・削除・変更)はあります。

☐ 以下のいずれかに該当する場合は、保護者等の変更(追加・削除・変更)が生じる場合、保護者等の課税地、収入状況提出方法等の情報を変更する場合、離職等の家計急変理由が生じる場合、過去の申請内容は、ポータル画面の「認定状況」の詳細から確認してください。

☐ 保護者等の変更(追加・削除・変更)はありません。

☐ 保護者等の変更(追加・削除・変更)、課税地、収入状況提出方法等の変更のいずれも生じない場合は、電話番号又はメールアドレスのみの変更の場合、こちらを選択してください。

☐ 入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再添付が必要になります。未入力項目がないか確認の上、次へ進むためのボタンをクリックしてください。

＜ 家計急変保護者等情報変更届出（生徒情報）に戻る

入力内容を保存

手順

① 保護者等に変更があるかないかを選択します。

・保護者等の変更(追加・削除・変更)がある場合

➡ 13ページへ

・保護者等の変更(追加・削除・変更)がない場合

➡ 26ページへ

2. 操作説明

2-2.保護者等情報変更（家計急変）＜一次審査＞の届出をする

保護者等の**変更(追加・削除・変更)**がある場合の手順は以下のとおりです。

4. 家計急変保護者等情報変更届出（保護者等情報）＜一次審査＞画面(2/8)

保護者等情報の変更について

保護者等情報の変更について該当するものを選択してください。

Q. 保護者等の変更(追加・削除・変更)はありますか？

☒ 保護者等の変更(追加・削除・変更)があります。

以下のいずれかに該当する場合です。

- ・保護者等の変更（追加・削除・変更）が生じる場合
- ・保護者等の課税地、収入状況提出方法等の情報を変更する場合
- ・離職等の家計急変理由が生じる場合

過去の申請内容は、ポータル画面の「認定状況」の詳細から確認してください。

☐ 保護者等の変更(追加・削除・変更)はありません。

保護者等の変更（追加・削除・変更）、課税地、収入状況提出方法等の変更のいずれも生じない場合です。
電話番号又はメールアドレスのみの変更の場合、こちらを選択してください。

1 **I** 収入状況の確認が必要な方

親権者(両親) 2 名分の収入状況を提出します。

保護者等情報 収入状況の提出が必要な保護者等についての注意

+ 保護者等の追加

親権者の再婚等により保護者等が増える場合、保護者等の追加ボタンを押下してください。

手順

1 保護者等の変更に合わせて、収入状況の確認が必要な保護者を選択します。

・保護者等を**追加**する場合

➡ **14ページへ**

・保護者等を**削除**する場合

➡ **17ページへ**

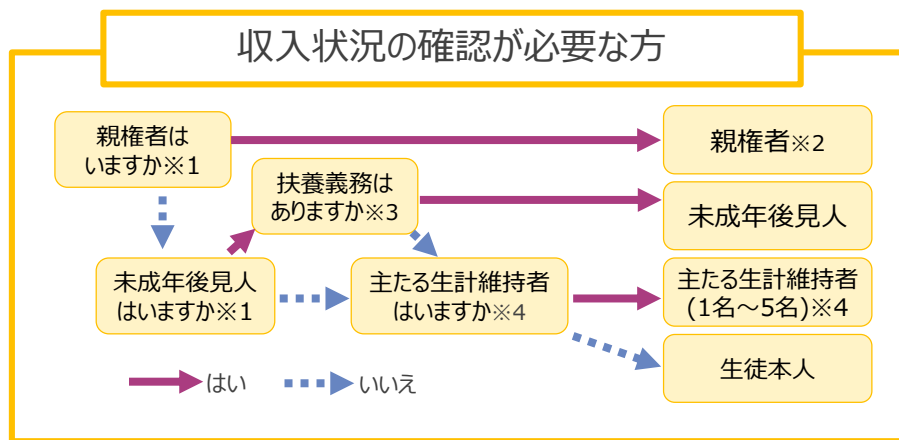
・登録している保護者等の**情報を変更**する場合

➡ **18ページへ**

補足

I 選択する回答が分からない場合、左図を参照し、収入状況の確認が必要な方を特定してください。収入状況の確認が必要な保護者等の合計人数に応じて、当てはまる選択肢を選んでください。

収入状況の確認が必要な方については、以下のフローチャートを確認してください。



※1 生徒が成人（18歳以上）である場合、「いいえ」を選択してください。

※2 次の場合、該当する親権者の個人番号カード(写)等の提出が不要となる場合があります。

- ・ドメスティック・バイオレンス等のやむを得ない理由により提出が困難な場合
 - ・日本国内に住所を有したことがない等個人番号の指定を受けていない場合 等
- 詳細は、学校に御相談ください。

※3 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。

※4 生徒が成人（18歳以上）であり、入学時に未成年であった場合は、未成年時の親権者が「主たる生計維持者」に該当します。

2. 操作説明

2-2.保護者等情報変更（家計急変）＜一次審査＞の届出をする

保護者等を**追加**する場合の手順は以下のとおりです。

4. 家計急変保護者等情報変更届出（保護者等情報）＜一次審査＞画面(3/8)

収入状況の確認が必要な方 親権者(両親) 2名分の収入状況を提出します。

保護者等情報 収入状況の提出が必要な保護者等についての注意

1 + 保護者等の追加 親権者の再婚等により保護者等が増える場合、保護者等の追加ボタンを押下してください。

保護者等情報 (1人目) 保護者等情報 (合計)

手順

- 1 「保護者等の追加」ボタンをクリックします。
- 2 入力欄が追加されるため、追加する保護者等の情報を入力します。

15ページへ

2 保護者等情報 (3人目)

メールアドレスの入力について

収入状況を提出する保護者等の氏名及び生徒との続柄

☐ 家計急変の理由に該当する

家計急変の理由に該当する場合はチェックを入れてください。

個人情報

Ⅱ 姓<漢字> 必須 名<漢字> 必須

(例) 支援 (例) 太郎

姓<ふりがな> 必須 名<ふりがな> 必須

(例) しえん (例) たろう

生年月日 必須 電話番号

(例) 1980年01 (例) 123-4567-890

Ⅲ メールアドレス 生徒との続柄 必須

(例) sample@mext. (例) 父、母

補足

- Ⅰ 「保護者等の追加」ボタンをクリックすると自動的にチェックされます。必要に応じてチェックを外してください。
- Ⅱ 漢字姓名欄及びかな姓名欄は全半角、アルファベット、半角スペース、-(長音)入力が可能です。
- Ⅲ 審査完了時等にメールでの連絡を希望する場合、入力してください。

2. 操作説明

2-2.保護者等情報変更（家計急変）＜一次審査＞の届出をする

保護者等を**追加**する場合の手順は以下のとおりです。

4. 家計急変保護者等情報変更届出（保護者等情報）＜一次審査＞画面(4/8)

I

1 収入状況提出方法

☐ 個人番号カードを使用して自己情報を提出する

次の画面で個人番号カードを使用して、収入状況（課税情報等）を取得し、提出します。
個人番号カードを所有している場合に選択できます。

II

2 個人番号カードの使用について

☐ 個人番号を入力する

申請先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。
個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

☐ システム外で個人番号カードの写し等を提出する

上記いずれも対応できない場合は、こちらを選択した上で、個人番号カードの写し等を書面で学校に提出してください。

III

生活保護関係情報

上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合（該当する町村がない場合）は、市区町村に「-」を選択してください。

☐ 受給あり ☒ 受給なし

IV

課税地情報

上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所を選択してください。
日本国内に住所を有していない場合には、□にチェックを付けてください。

都道府県

--選択してください--

市区町村

--選択してください--

☐ 日本国内に住所を有していない。

手順

- 1 いずれか1つの収入状況提出方法、生活保護受給有無、課税地を選択します。
※一次審査時点で提出できない場合は、二次審査で提出してください。
- 2 個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合
「入力内容を保存して収入状況の取得へ進む」をクリックします。
→ **20ページへ**
個人番号を入力する場合
→ **25ページへ**
システム外で提出する場合
「入力内容を保存」をクリックします。
→ **27ページへ**
※提出方法は学校からの指示に従ってください。

補足

- I 個人番号カードの使用に必要な機器等が確認できます。
・「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」の収入状況提出方法は、手順で「家計急変理由に該当する」を選択していない保護者等のみ表示されます。
- II 生活扶助を受けている場合、16ページを参照してください。
- III 課税地は**その年の1月1日現在（1～6月分の申請届出の場合には、その前年の1月1日現在）**の住民票の届出住所となります。
- IV 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合にチェックします。**1名でも該当する場合は家計急変支援の対象外となるため、ポータル画面に戻り、「保護者等情報変更届出」ボタンから通常制度の申請を行ってください。**

＜ 家計急変保護者等情報変更届出（生徒情報）に戻る

2

入力内容を保存

2. 操作説明

2-2.保護者等情報変更（家計急変）＜一次審査＞の届出をする

生活保護（生活扶助）を受給している場合の入力方法は以下のとおりです。

4. 家計急変保護者等情報変更届出（保護者等情報）＜一次審査＞画面(5/8)

生活保護関係情報

① 上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合（該当する町村がない場合）は、市区町村に「-」を選択してください。

① ☒ 受給あり ☐ 受給なし

福祉事務所設置自治体 必須

② 都道府県 必須

I 神奈川県

II 市区町村 必須

横浜市

③ 入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再添付が必要になります。未入力項目がないか確認の上、次へ進むためのボタンをクリックしてください。

＜ 家計急変保護者等情報変更届出（生徒情報）に戻る

入力内容を保存

手順

- ① 生活保護（生活扶助）を受給している場合、「受給あり」を選択します。
- ② 福祉事務所設置自治体を選択します。

補足

- I 「受給あり」を選択すると表示されます。福祉事務所設置自治体は**その年の1月1日現在(1～6月分の申請届出の場合、その前年の1月1日現在)**に生活保護を受けている自治体を選択してください。

【参考：福祉事務所一覧】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuho-go/fukusijimusyo/index.html

- II 「受給あり」を選択した場合、「課税地情報」の欄は非表示になります。この場合、課税地の選択は必要ありません。

2. 操作説明

2-2.保護者等情報変更（家計急変）＜一次審査＞の届出をする

保護者等を削除する場合の手順は以下のとおりです。

4. 家計急変保護者等情報変更届出（保護者等情報）＜一次審査＞画面(6/8)

保護者等情報

収入状況の提出が必要な保護者等についての注意

+ 保護者等の追加

親権者の再婚等により保護者等が増える場合、保護者等の追加ボタンを押下してください。

保護者等情報（1人目）

保護者等情報（2人目）

メールアドレスの入力について

メールアドレスの入力について

☐ この保護者等について、電話番号や課税地の情報を変更します。

☐ この保護者等について、電話番号や課税地の情報を変更します。

保護者等の情報を変更する場合は○にチェックを付けてください。
保護者等の変動がある場合は、削除および追加により変更してください。

保護者等の情報を変更する場合は○にチェックを付けてください。
保護者等の変動がある場合は、削除および追加により変更してください。

☐ 保護者等の変更はありません。

☐ 保護者等の変更はありません。

保護者等の情報に変更がない場合です。
電話番号とメールアドレスのみ変更可能です。

保護者等の情報に変更がない場合です。
電話番号とメールアドレスのみ変更可能です。

☐ この保護者等を削除します。

☐ この保護者等を削除します。

保護者等を削除する場合は○にチェックを付けてください。

保護者等を削除する場合は○にチェックを付けてください。

が都道府県の場合（該当する町村がない場合）は、市区町村に「-」を選択してください。

☐ 受給あり ☒ 受給なし

課税地情報

上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所を選択してください。
日本国内に住所を有していない場合には、□にチェックを付けてください。

都道府県

東京都

市区町村

台東区

☐ 日本国内に住所を有していない。

上記いずれも対応できない場合は、こちらを選択した上で、個人番号カードの写し等を書面で学校に提出してください。

生活保護関係情報

上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合（該当する町村がない場合）は、市区町村に「-」を選択してください。

☐ 受給あり ☒ 受給なし

課税地情報

上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所を選択してください。
日本国内に住所を有していない場合には、□にチェックを付けてください。

都道府県

東京都

市区町村

文京区

☐ 日本国内に住所を有していない。

入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再添付が必要になります。
未入力項目がないが確認の上、次へ進むためのボタンをクリックしてください。

手順

- 1 保護者等を削除する場合、チェックします。
- 2 正しい保護者等情報入力欄にチェックしていることを確認し、「入力内容を保存」ボタンをクリックします。

27ページへ

補足

- I 削除対象ではない保護者等の情報を変更したい場合はチェックします。
変更方法の詳細は18ページを参照してください。

< 家計急変保護者等情報変更届出（生徒情報）に戻る

2

入力内容を保存

17

2. 操作説明

2-2.保護者等情報変更（家計急変）＜一次審査＞の届出をする

保護者等の連絡先や課税地等の**情報を変更**する場合の手順は以下のとおりです。

4. 家計急変保護者等情報変更届出（保護者等情報）＜一次審査＞画面(7/8)

保護者等情報の変更について

保護者等情報の変更について該当するものを選択してください。

Q. 保護者等の変更(追加・削除・変更)はありますか？

☒ 保護者等の変更(追加・削除・変更)はあります。

☐ 保護者等の変更(追加・削除・変更)はありません。

以下のいずれかに該当する場合です。

- 保護者等の変更（追加・削除・変更）が生じる場合
- 保護者等の課税地、収入状況提出方法等の情報を変更する場合
- 離婚等の家計急変理由が生じる場合

過去の申請内容は、ポータル画面の「認定状況」の詳細から確認してください。

保護者等の変更（追加・削除・変更）、課税地、収入状況提出方法等の変更のいずれも生じない場合です。

電話番号又はメールアドレスのみの変更の場合、こちらを選択してください。

収入状況の確認が必要な方

親権者(両親) 2 名分の収入状況を提出します。

保護者等情報

収入状況の提出が必要な保護者等についての注意

+ 保護者等の追加

親権者の再婚等により保護者等が増える場合、保護者等の追加ボタンを押下してください。

保護者等情報 (1人目)

保護者等情報 (2人目)

☒ この保護者等について、電話番号や課税地の情報を変更します。

☐ 保護者等の変更はありません。

☐ この保護者等を削除します。

☐ この保護者等について、電話番号や課税地の情報を変更します。

☐ 保護者等の変更はありません。

☐ この保護者等を削除します。

☒ 収入状況提出する保護者等の氏名及び生徒との続柄

☐ 収入状況提出する保護者等の氏名及び生徒との続柄

☒ 家計急変の理由に該当する

☐ 家計急変の理由に該当する

☐ 家計急変の理由に該当する場合はチェックを入れてください。

☐ 家計急変の理由に該当する場合はチェックを入れてください。

個人情報

個人情報

姓<漢字> 必須 名<漢字> 必須

姓<ふりがな> 必須 名<ふりがな> 必須

生年月日 必須 電話番号

メールアドレス 生徒との続柄 必須

姓<漢字> 必須 名<漢字> 必須

姓<ふりがな> 必須 名<ふりがな> 必須

生年月日 必須 電話番号

メールアドレス 生徒との続柄 必須

手順

- 1 以前登録した情報が表示されているので、変更する情報を入力します。

補足

- I 漢字姓名欄及びかな姓名欄は全半角、アルファベット、半角スペース、-(長音)の入力が可能です。
- II 審査完了時等にメールでの連絡を希望する場合、入力してください。

18

2. 操作説明

2-2.保護者等情報変更（家計急変）＜一次審査＞の届出をする

保護者等の連絡先や課税地等の**情報を変更**する場合の手順は以下のとおりです。

4. 家計急変保護者等情報変更届出（保護者等情報）＜一次審査＞画面(8/8)

手順

- 1 いずれか1つの収入状況提出方法、生活保護受給有無、課税地を選択します。
※一次審査時点で提出できない場合は、二次審査で提出してください。
- 2 「**個人番号カードを使用して自己情報を提出する**」を選択した場合
「入力内容を保存して収入状況の取得へ進む」をクリックします。
→ **20ページへ**
・「**個人番号を入力する**」を選択した上で、「**今まで個人番号を提出していない又は提出済個人番号に変更がある**」にチェックした場合
→ **25ページへ**
・**上記以外**の場合
「入力内容を保存」をクリックします。
→ **27ページへ**

補足

- I 個人番号カードの使用に必要な機器等が確認できます。
- II 生活扶助を受けている場合、16ページを参照してください。
- III 課税地は**その年の1月1日現在(1～6月分の申請届出の場合には、その前年の1月1日現在)**の住民票の届出住所となります。
- IV 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合にチェックします。この場合、課税地の選択は不要です。**1名でも該当する場合は家計急変支援の対象外となるため、ポータル画面に戻り、「保護者等情報変更届出」ボタンから通常制度の申請を行ってください。**

- ・「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」以外で、税の更正があった場合は、保護者等情報は変更せず「入力内容を保存」ボタンをクリックしてください。

収入状況提出方法

☐ 個人番号カードを使用して自己情報を提出する

次の画面で個人番号カードを使用して、収入状況（課税情報等）を取得し、提出します。
個人番号カードを所有している場合に選択できます。

個人番号カードの使用について

☒ 個人番号を入力する

申請先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。
個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

☐ 今まで個人番号を提出していない又は提出済個人番号に変更がある

以前の申請で個人番号提出済の場合、変更がなければ入力不要です。
変更がある場合には、口をチェックしてください。

☐ システム外で個人番号カードの写し等を提出する

上記いずれも対応できない場合は、こちらを選択した上で、個人番号カードの写し等を書面で学校に提出してください。

収入状況提出方法

☐ 個人番号カードを使用して自己情報を提出する

次の画面で個人番号カードを使用して、収入状況（課税情報等）を取得し、提出します。
個人番号カードを所有している場合に選択できます。

個人番号カードの使用について

☒ 個人番号を入力する

申請先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。
個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

☐ 今まで個人番号を提出していない又は提出済個人番号に変更がある

以前の申請で個人番号提出済の場合、変更がなければ入力不要です。
変更がある場合には、口をチェックしてください。

☐ システム外で個人番号カードの写し等を提出する

上記いずれも対応できない場合は、こちらを選択した上で、個人番号カードの写し等を書面で学校に提出してください。

生活保護関係情報

上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合（該当する町村がない場合は、市区町村に「-」を選択してください）。

☐ 受給あり

☒ 受給なし

生活保護関係情報

上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合（該当する町村がない場合は、市区町村に「-」を選択してください）。

☐ 受給あり

☒ 受給なし

課税地情報

上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所を選択してください。
日本国内に住所を有していない場合には、口をチェックしてください。

都道府県

東京都

市区町村

台東区

☐ 日本国内に住所を有していない。

課税地情報

上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所を選択してください。
日本国内に住所を有していない場合には、口をチェックしてください。

都道府県

東京都

市区町村

文京区

☐ 日本国内に住所を有していない。

入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再添付が必要になります。
未入力項目がないが確認の上、次へ進むためのボタンをクリックしてください。

＜家計急変保護者等情報変更届出（生徒情報）に戻る＞

入力内容を保存

2. 操作説明

2-2.保護者等情報変更（家計急変）＜一次審査＞の届出をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 家計急変保護者等情報変更届出（収入状況取得）＜一次審査＞ 画面(1/9)

家計急変保護者等情報変更届出（収入状況取得）＜一次審査＞



Ⅰ 申請情報

1 届出日 必須 2023年02月08日

未届出を提出する日を入力してください。
ただし、再届等により世帯の所得が増える変更がある場合は、再届等の事由が発生した日を入力してください。

Ⅱ 収入状況取得

個人番号カードを使用して自己情報を提出する保護者等について、1人ずつ情報を取得します。一次審査時点で提出できない場合は、二次審査で提出してください。

Ⅱ 保護者等情報（2人目）

家計急変対象	—
姓＜漢字＞	支援
名＜漢字＞	花子
課税所得額（課税標準額）	
市町村民税調整控除額	
所得割額＜道府県民税＞	
扶養控除情報（老人）	
16歳未満扶養者数	
本人該当区分（同一生計配偶者）	
本人該当区分（控除対象障害者）	
本人該当区分（控除対象寡婦・ひとり親）	
生活扶助有無	

2 個人番号カード事前チェック

マイナポータルから自己情報を取得する

- パスワードを連続で間違えるとロックされるのでご注意ください。
※ロック解除には市区町村の窓口で手続が必要となります。
- 情報が取得できない場合
- 操作中に前の画面に戻る場合

＜ 家計急変保護者等情報変更届出（保護者等情報）に戻る

入力内容確認（一時保存）

手順

- 届出日をカレンダーから選択します。
- 個人番号カードをスマートフォン又はICカードリーダライタにかざし、「個人番号カード事前チェック」ボタンをクリックします。

21ページへ

補足

- 支給再開申出の場合は、「申出日」と表示されます。
- 自己情報の取得が必要な保護者等が表示されます。
 - 端末（パソコン、スマートフォン等）にマイナポータルアプリをインストールする必要があります。詳細が不明な場合は、「⑤家計急変・新規申請編」マニュアルの16ページを参照してください。

2. 操作説明

2-2.保護者等情報変更（家計急変）＜一次審査＞の届出をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 家計急変保護者等情報変更届出（収入状況取得）＜一次審査＞画面(2/9) ※マイナポータル画面

スマートフォンの場合

マイナンバーカードをスマートフォンのNFC読み取り位置にぴったりと密着させてください。

◎機種ごとのカード読取位置はこちら

PCの場合

マイナンバーカードをスマートフォンのNFC読み取り位置にぴったりと密着させてください。

◎機種ごとのカード読取位置はこちら

マイナポータル画面の収入状況取得画面。マイナンバーカードの読み取り方法を説明するポップアップが表示されています。

マイナポータル画面の収入状況取得画面。マイナンバーカードの読み取り方法を説明するポップアップが表示されています。

手順

- 1【スマートフォンの場合】
スマートフォンを直接、個人番号カードの上にかざします。（左側上図参照）

【PCの場合】

ICカードリーダライタをパソコンに接続し、個人番号カードをかざして、「次へ」ボタンをクリックします。（左側下図参照）

補足

うまく読み取れない場合は…

- ・一度スマートフォンを離し、再度近づけてください。
- ・ICカードリーダライタの接続を確認してください。

5. 家計急変保護者等情報変更届出(収入状況取得)＜一次審査＞画面(3/9) ※マイナポータル画面

収入状況取得

個人番号カードを使用して収入状況を提出する保護者等について、1人ずつ情報を取得します。

保護者等情報（2人目）

姓＜漢字＞

名＜漢字＞

課税所得額（課税所得）

市町村民税調整控除額

所得割額＜道府県民税＞

所得割額＜市町村民税＞

市町村民税均等割額

配偶者控除等

本人該当区分

個人番号カード情報チェック

マイナポータルから自己情報を取得する

マイナポータル

マイナンバーカードの券面事項入力補助用パスワード（4桁の数字）を入力してください

パスワードを入力してください

OK

キャンセル

手順

- 1 個人番号カードの券面事項入力補助用パスワードを入力します。
- 2 「OK」ボタンをクリックします。

22ページへ

補足

- I 券面事項入力補助用パスワードは、個人番号カードを市区町村窓口で受け取った際に設定した、4桁の数字です。
正しいパスワードを入力してもエラーが出る場合、入力した保護者等の生年月日に誤りがある可能性があります。「キャンセル」をクリックし、前画面に戻って生年月日を確認してください。

2. 操作説明

2-2.保護者等情報変更（家計急変）＜一次審査＞の届出をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 家計急変保護者等情報変更届出（収入状況取得）＜一次審査＞ 画面(4/9)

収入状況取得

個人番号カードを使用して自己情報を提出する保護者等について、1人ずつ情報を取得します。一次審査時点で提出できない場合は、二次審査で提出してください。

保護者等情報（1人目）	
家計急変対象	－
姓＜漢字＞	支援
名＜漢字＞	花子
課税所得額（課税標準額）	
市町村民税調整控除額	
所得割額＜道府県民税＞	
所得割額＜市町村民税＞	
市町村民税均等割額	
本人該当区分（同一生計配偶者）	
本人該当区分（控除対象障害者）	
本人該当区分（控除対象寡婦・ひとり親）	
生活扶助有無	

個人番号カード事前チェック

1 マイナポータルから自己情報を取得する

手順

1 「マイナポータルから自己情報を取得する」ボタンをクリックします。

補足

以下の操作を行った場合、システムエラーが発生することがあります。正しい手順を確認してください。

- ・保護者2名分のカードを逆に登録
- ・異なる順番で操作を実施

【正しい手順】

- ①保護者1の事前チェックを実施
- ②保護者1の税額を取得
- ③保護者2の事前チェックを実施
- ...

【誤った手順】

- ①保護者1の事前チェックを実施
- ②保護者2の事前チェックを実施
- ③保護者1の税額を取得
- ...

5.家計急変保護者等情報変更届出（収入状況取得）＜一次審査＞ 画面(5/9)

※マイナポータルの画面

マイナポータル

STEP1： 本人同意と本人確認

都道府県又は文部科学省が高等学校等就学支援金の支給可否の判定及び支給額の算出を行うためにマイナポータルを通じて、以下の情報を取得します。

マイナポータルの利用規約にご同意いただき、上記情報を都道府県又は文部科学省に提供することにご同意いただくことで、マイナンバーカードを利用した本人確認のお手続きに進みます。

☐ 情報の提供に同意する

1

次へ

キャンセル

※ブラウザの戻るボタンは利用できません

© 2017 Digital Agency, Government of Japan.

手順

1 内容を確認し、「次へ」ボタンをクリックします。その後、再度個人番号カードを読み取ります。

23ページへ

補足

- ・個人番号カードの読み取りについては、21ページを参照してください。

2. 操作説明

2-2.保護者等情報変更（家計急変）＜一次審査＞の届出をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 家計急変保護者等情報変更届出（収入状況取得）＜一次審査＞ 画面(6/9)

※マイナポータル画面



手順

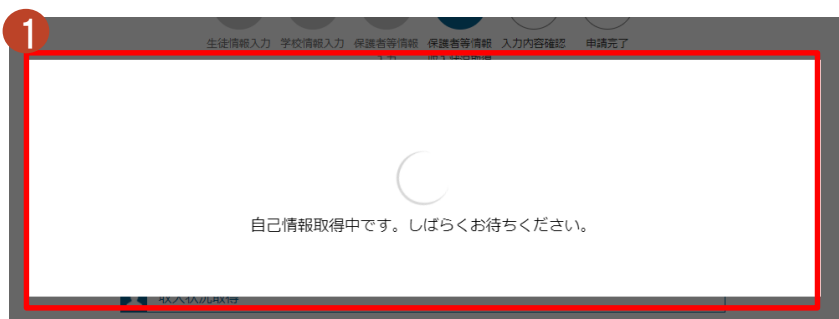
- 1 個人番号カードの利用者証明用電子証明書パスワードを入力します。
- 2 「OK」ボタンをクリックします。

補足

- I 利用者証明用電子証明書パスワードは、個人番号カードを市区町村窓口で受け取った際に設定した、4桁の数字であり、21ページで入力したものと同じです。

5.家計急変保護者等情報変更届出（収入状況取得）＜一次審査＞ 画面(7/9)

※マイナポータル画面



手順

- 1 自己情報取得中の画面が表示されるので、完了するまで待ちます。

24ページへ

補足

- I 情報を取得できるまで、20秒程度かかる場合があります。エラーが表示されていない場合は正常に処理が行われているため、このまましばらくお待ちください。エラーの場合はメッセージが表示されます（画像は例）。

! マイナポータルから、一定時間内に自己情報取得に対する応答がありませんでした。取得要求中のため、しばらく待ってから個人番号カードを使用して自己情報を取得するボタンで、取得結果を確認してください。

! マイナポータルから自己情報が取得できませんでした。個人番号カード事前チェックボタンから、再度取得操作を行ってください。

2. 操作説明

2-2.保護者等情報変更（家計急変）＜一次審査＞の届出をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 家計急変保護者等情報変更届出（収入状況取得）＜一次審査＞ 画面(8/9)

保護者等情報（1人目）		保護者等情報（2人目）	
姓<漢字>	支援	姓<漢字>	支援
名<漢字>	一郎	名<漢字>	花子
課税所得額（課税標準額）	123,456円	課税所得額（課税標準額）	
市町村民税調整控除額	100円	市町村民税調整控除額	
所得割額<道府県民税>	20,000円	所得割額<道府県民税>	
所得割額<市町村民税>	10,000円	所得割額<市町村民税>	
妻・ひとり親		妻・ひとり親	
生活扶助有無		生活扶助有無	

個人番号カード事前チェック

マイナポータルから自己情報を取得する

個人番号カード事前チェック

マイナポータルから自己情報を取得する

パスワードを連続で間違えるとロックされるのでご注意ください。
※ロック解除には市区町村の窓口で手続が必要となります。

情報が取得できない場合

操作中に前の画面に戻る場合

パスワードを連続で間違えるとロックされるのでご注意ください。
※ロック解除には市区町村の窓口で手続が必要となります。

情報が取得できない場合

操作中に前の画面に戻る場合

手順

- 20～23ページと同様の手順で、2人目の保護者等の個人番号カード事前チェックと自己情報の取得を行います。

補足

- マイナポータルから取得した自己情報（課税情報等）が転記されます。

＜ 家計急変保護者等情報変更届出（保護者等情報）に戻る

入力内容確認（一時保存）

5. 家計急変保護者等情報変更届出（収入状況取得）＜一次審査＞ 画面(9/9)

保護者等情報（1人目）		保護者等情報（2人目）	
姓<漢字>	支援	姓<漢字>	支援
名<漢字>	一郎	名<漢字>	花子
課税所得額（課税標準額）	123,456円	課税所得額（課税標準額）	123,456円
市町村民税調整控除額	100円	市町村民税調整控除額	100円
所得割額<道府県民税>	20,000円	所得割額<道府県民税>	20,000円
所得割額<市町村民税>	10,000円	所得割額<市町村民税>	10,000円
妻・ひとり親		妻・ひとり親	
生活扶助有無		生活扶助有無	

個人番号カード事前チェック

マイナポータルから自己情報を取得する

個人番号カード事前チェック

マイナポータルから自己情報を取得する

パスワードを連続で間違えるとロックされるのでご注意ください。
※ロック解除には市区町村の窓口で手続が必要となります。

情報が取得できない場合

操作中に前の画面に戻る場合

パスワードを連続で間違えるとロックされるのでご注意ください。
※ロック解除には市区町村の窓口で手続が必要となります。

情報が取得できない場合

操作中に前の画面に戻る場合

手順

- 全員分の収入状況取得後、「入力内容確認（一時保存）」ボタンをクリックします。

27ページへ

補足

- クリックすると、申請情報が一時保存され、中断後に再開することができます。再開する場合は、38ページを参照してください。

・保護者等が2人以上表示されている場合は、20～23ページと同様の手順で個人番号カード事前チェックと自己情報の取得を行います。

1

入力内容確認（一時保存）

2. 操作説明

2-2.保護者等情報変更（家計急変）＜一次審査＞の届出をする

個人番号を入力する場合で、今回初めて個人番号を提出するか、提出済の個人番号に変更がある場合の手順は以下のとおりです。

6. 家計急変保護者等情報変更届出（保護者等情報）＜一次審査＞画面

1

☒ 個人番号を入力する

？ 申請先の都道府県等を使用するため個人番号を入力します。
個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

☒ 今まで個人番号を提出していない又は提出済個人番号に変更がある

？ 以前の申請で個人番号提出済の場合、変更がなければ入力不要です。
変更がある場合には、□にチェックを付けてください。

個人番号

(例) 1234 5678 9012

I

本人確認用画像

？ 生徒本人のⅠ 個人番号、Ⅱ 氏名、Ⅲ 生年月日又は住所が記載されている書類を画像で添付してください。
(例：個人番号カード、個人番号が記載された住民票)

添付できるファイルには、以下の制限があります。

- ・ 1 ファイルで添付してください。
- ・ サイズは3MB以下としてください
- ・ 形式は、JPEG形式(拡張子.jpeg, jpg)又はPDF形式としてください

ファイル名

選択されていません

？ 画像登録時にエラーが発生した場合

II

☐ システム外で個人番号カードの写し等を提出する

？ 上記いずれも対応できない場合は、こちらを選択した上で、個人番号カードの写し等を書面で学校に提出してください。

生活保護関係情報

？ 上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合は（該当する町村がない場合は、市区町村に「-」を選択してください。

☐ 受給あり ☒ 受給なし

2

課税地情報

？ 上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所を選択してください。
日本国内に住所を有していない場合には、□にチェックを付けてください。

III

都道府県

市区町村

IV

☐ 日本国内に住所を有していない。

？ 入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再添付が必要になります。
未入力項目がないか確認の上、次へ進むためのボタンをクリックしてください。

＜ 家計急変保護者等情報変更届出（生徒情報）に戻る

3 入力内容を保存

手順

- 1 個人番号カード等に記載された**個人番号や氏名等を確認し、それが保護者等のものであることを生徒等が確実に確認したうえで、当該保護者等の個人番号を入力します。**
※個人番号は、保護者等のものであることが確認されたものを入力する必要があります。
あるため、ご注意ください。
- 2 課税地が選択されていることを確認します。
- 3 「入力内容を保存」ボタンをクリックします。

27ページへ

補足

- I 生徒本人の個人番号を入力した場合のみ表示されます。学校等で本人確認を行うため、個人番号カード等の画像をアップロードしてください。
- II 生活扶助を受けている場合、16ページを参照してください。
- III 課税地は**その年の1月1日現在（1～6月分の申請届出の場合は、その前年の1月1日現在）**の住民票の届出住所となります。
- IV 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合、チェックします。**1名でも該当する場合は家計急変支援の対象外となるため、ポータル画面に戻り、「保護者等情報変更届出」ボタンから通常制度の申請を行ってください。**

2. 操作説明

2-2.保護者等情報変更（家計急変）＜一次審査＞の届出をする

保護者等に**変更がない**場合の手順は以下のとおりです。

6. 家計急変保護者等情報変更届出(保護者等情報) ＜一次審査＞ 画面

保護者等情報 収入状況の提出が必要な保護者等についての注意

保護者等情報 (1人目)	保護者等情報 (2人目)
メールアドレスの入力について 収入状況を提出する保護者等の氏名及び生徒との続柄 ☒ 家計急変の理由に該当する 家計急変の理由に該当する場合はチェックを入れてください。 個人情報 姓<漢字> 必須 名<漢字> 必須 支援 一郎 姓<ふりがな> 必須 名<ふりがな> 必須 しえん いちろう 生年月日 必須 電話番号 1980年10月01日 (例) 123-4567-890 メールアドレス 生徒との続柄 必須 (例) sample@mext. 父 収入状況提出方法 ☐ 個人番号を入力する 申請先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。 ☒ システム外で個人番号カードの写し等を提出する 上記いずれも対応できない場合は、こちらを選択した上で、個人番号カードの写し等を書面で学校に提出してください。 生活保護関係情報 上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合は（該当する町村がない場合は）、市区町村に「-」を選択してください。 ☐ 受給あり ☒ 受給なし 課税地情報 上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所を選択してください。日本国内に住所を有していない場合には、□にチェックを付けてください。 都道府県 東京都 市区町村 台東区 ☐ 日本国内に住所を有していない。	メールアドレスの入力について 収入状況を提出する保護者等の氏名及び生徒との続柄 ☐ 家計急変の理由に該当する 家計急変の理由に該当する場合はチェックを入れてください。 個人情報 姓<漢字> 必須 名<漢字> 必須 支援 花子 姓<ふりがな> 必須 名<ふりがな> 必須 しえん はなこ 生年月日 必須 電話番号 1973年11月01日 (例) 123-4567-890 メールアドレス 生徒との続柄 必須 (例) sample@mext. 母 収入状況提出方法 ☐ 個人番号カードを使用して自己情報を提出する 次の画面で個人番号カードを使用して、収入状況（課税情報等）を取得し、提出します。個人番号カードを所有している場合に選択できます。 ☐ 個人番号を入力する 申請先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。 ☒ システム外で個人番号カードの写し等を提出する 上記いずれも対応できない場合は、こちらを選択した上で、個人番号カードの写し等を書面で学校に提出してください。 生活保護関係情報 上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合は（該当する町村がない場合は）、市区町村に「-」を選択してください。 ☐ 受給あり ☒ 受給なし 課税地情報 上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所を選択してください。日本国内に住所を有していない場合には、□にチェックを付けてください。 都道府県 東京都 市区町村 文京区 ☐ 日本国内に住所を有していない。

手順

- 「保護者等の変更はありません」を選択した場合、電話番号及びメールアドレスのみ変更が可能です。
- 「入力内容を保存」ボタンをクリックします。

補足

- 保護者等の変更がない場合でも、最新の収入状況が未提出の場合は、「入力内容を保存」をクリックした後、自己情報を取得する画面に遷移します。遷移した場合は、20～23ページを参照して登録してください。

入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再添付が必要になります。未入力項目がないか確認の上、次へ進むためのボタンをクリックしてください。

＜ 家計急変保護者等情報変更届出（生徒情報）に戻る

2

入力内容を保存

2. 操作説明

2-2.保護者等情報変更（家計急変）＜一次審査＞の届出をする

7. 家計急変保護者等情報変更届出（家計急変理由）＜一次審査＞画面

家計急変保護者等情報変更届出（家計急変理由）＜一次審査＞



保護者等情報（1人目） 試験 一部

家計急変理由

家計急変理由について

1 理由発生日を入力してください 必須

理由発生日 2023年02月01日

2 家計急変理由に該当する場合はチェックを入れてください 必須

☒ 右上の「? 家計急変理由について」に示す家計急変理由に該当する

家計急変理由の具体的な内容を入力してください 必須

倒産

2文字 / 最大300文字

3

家計急変理由証明書類について

家計急変理由証明書類

「? 家計急変理由証明書類について」を参照の上、医師による診断書や雇用保険被保険者離職票など、理由発生日及び家計急変理由を証明する書類を提出してください。
本画面にアップロードする場合は「システム」、書面で提出する場合は「システム外」を選択してください。

3 ☐ システム ☒ システム外

? 「? 家計急変理由証明書類について」を参照の上、該当の書類以外を添付しないよう注意してください。

? 入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再添付が必要となります。
未入力項目がないか確認の上、「入力内容確認（一時保存）」をクリックしてください。

II

＜ 家計急変保護者等情報変更届出（保護者等情報）に戻る

4

入力内容確認（一時保存）

手順

- 1 家計急変の理由発生日をカレンダーから選択してください。
 - 2 「? 家計急変理由について」に示す家計急変理由に該当する場合は選択してください。また、家計急変理由の具体的な内容を入力してください。
 - 3 「? 家計急変理由証明書類について」を確認した上で、書類の提出方法を選択します。
 - 4 ・システムの場合
→ 28ページへ

・システム外の場合
「一時保存」をクリックします。
→ 29ページへ
- ※本申請完了後、書面で学校に提出してください。

補足

- I 理由発生日が申請日以前の日付であるか確認してください。
- II 前の画面の入力内容を修正する場合、「家計急変保護者等情報変更届出（保護者等情報）に戻る」ボタンをクリックします。